

## 司法試験予備試験の方式・内容等について

令和2年11月18日司法試験予備試験考査委員会議申合せ事項

### 第1 短答式試験

#### 1 選択問題の採点について

一般教養科目において、指定された題数を超えて選択した場合、問題番号の小さい方から指定題数に満つるまでのものを有効な選択・解答とみなして採点し、それを超えたものについては採点しない。

#### 2 合否判定方法

短答式試験の各科目の合計点をもって判定を行う。

ただし、短答式試験において受験をしていない科目が1科目でもある場合は、それだけで不合格とする。

### 第2 論文式試験答案用紙の配布枚数

#### 1 法律基本科目

各科目につき、両面に記載する形式の答案用紙（A3版 横書き）1枚を配布する。

#### 2 法律実務基礎科目

民事・刑事それぞれにつき、両面に記載する形式の答案用紙（A3版 横書き）1枚を配布する。

#### 3 一般教養科目

片面に記載する形式の答案用紙（A3版 横書き）1枚を配布する。

### 第3 答案審査

#### 1 無効答案等

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は、無効答案として零点とする。

なお、採点した答案に当該答案が存在した場合には、採点報告の際、当該事項を次の



- (3) 採点に当たってのおおまかな分布の目安を、各問に応じ次のとおりとする。ただし、これは一応の目安であって、採点を拘束するものではない。

割合	5%程度	25%程度	40%程度	30%程度
得点	50点から38点	37点から29点	28点から21点	20点から0点

## 2 採点格差の調整方法

論文式試験においては、受験者数が多数に上るため、同じ問題に対する答案についても、一人の考査委員が全受験者の答案を採点することは困難であって、複数の考査委員が分担し、採点格差（考査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差、あるいは、評価の幅が広がったか狭くなったかの差）が発生し得るので、以下の方法により採点格差の調整を行うものとする。

- (1) 論文式試験の採点格差調整は、各考査委員が採点した全答案ごとに標準偏差を算出して行う。
- (2) 各個人の点数（素点）について、当該受験者の採点を行った考査委員の平均点からどの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）を算出して、これを当該個人の得点とする。
- (3) 以下の算式により計算する。

例：A委員が採点した甲受験者の答案の採点調整の仕方

$$\text{算式} = \frac{(\text{A委員が採点した甲の得点(素点)} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})}{\text{A委員が採点した答案全体の標準偏差}} \times \text{配点率} + \text{全科目の平均点}$$

(※3) (※4)

※1 A委員が採点した答案全体の標準偏差

$$\text{算式} = \sqrt{\frac{(\text{個人の得点} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})^2 \text{の総和}}{\text{A委員が採点した受験者数} - 1}}$$

(※2)

※2 A委員は、受験者の一部の採点を行っているため統計学上の処理として、採点した受験者数から、1を減じて標準偏差を算出する。

※3 配点率  
配点に応じた一定の掛け率

※4 全科目の平均点  
全科目の平均点は、配点に応じて按分した全科目の平均点とする。

### 3 論文式試験の得点

- (1) 1科目の得点は、その科目内における各問の得点の合計点とする。
- (2) 各問の得点は、各問において複数の考査委員により採点された得点の平均点とする。  
なお、ここでいう複数の考査委員により採点された得点とは、考査委員により採点された素点を上記「2 採点格差の調整方法」により調整を行った後の得点をいう。

### 4 合否判定方法

論文式試験の各科目の合計点をもって判定を行う。

ただし、論文式試験において受験をしていない科目が1科目でもある場合は、それだけで不合格とする。

## 第5 口述試験

### 1 採点及び合否判定の実施方法・基準

#### (1) 採点方針

法律実務基礎科目の民事及び刑事の採点は次の方針により行い、両者の間に不均衡の生じないように配慮する。

ア その成績が一応の水準を超えていると認められる者に対しては、その成績に応じ、

63点から61点までの各点

イ その成績が一応の水準に達していると認められる者に対しては、

60点（基準点）

ウ その成績が一応の水準に達していないと認められる者に対しては、

59点から57点までの各点

エ その成績が特に不良であると認められる者に対しては、その成績に応じ、

56点以下

#### (2) 運用

ア 60点とする割合をおおむね半数程度とし、残る半数程度に61点以上又は59点以下とすることを目安とする。

イ 61、62点又は58、59点ばかりでなく、63点又は57点以下についても積極的に考慮する。

#### (3) 合否判定方法

法律実務基礎科目の民事及び刑事の合計点をもって判定を行う。

口述試験において法律実務基礎科目の民事及び刑事のいずれかを受験していない場

合は、それだけで不合格とする。

## 2 問題のテーマの公表方法等

- (1) 試験において、素材とされた中心的な問題（テーマ）について、別添のとおり形式で公表する。
- (2) 公表するテーマの数及びその字数については、特に制限は設けないが、テーマ内容が一目で分かるよう簡潔にまとめるものとする。

## 令和 年司法試験予備試験口述試験における問題のテーマについて

口述試験は、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用いて行われるものであり、令和 年においては、以下のテーマを中心として行われた。

なお、試験の際の具体的なやり取りによっては、テーマが変更・追加されたものもある。

試験日\分野	民 事	刑 事
第1日目 月 日 ( )		
第2日目 月 日 ( )		